

社会保険労務士

労務監査結果について

令和 3年 に実施した標記については、下記のとおりです。

- | | | |
|--------------|-------|---|
| 1 労務監査意見書作成日 | 令和 3年 | |
| 2 労務監査の対象人数 | 14名 | |
| 3 労務監査結果 | | |

個別指摘事項

(1) 雇用契約時の労働契約書及び労働条件通知書について

この度の監査では、労働契約書が14名中1名のみ確認出来ました。

雇用契約は、口頭でも成立しますが、労働基準法では事業主が採用の際に明示しなければならない事項が定められています。

事業主は、労働者を雇い入れるときは、賃金・労働時間などの一定の労働条件について、原則書面の交付が必要です。

また、労働契約書は事業主と労働者の双方が内容を確認し合って署名捺印し、1通ずつ保管する必要があります。

必ず明示しなければならない事項について「原則書面交付が必要」なものとして

- ①労働契約の期間
 - ②有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項
 - ③就業の場所、従事すべき業務
 - ④始業、就業の時刻、所定労働時間を超える労働（早出・残業など）の有無や休憩時間、休日、休暇、労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
 - ⑤賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締め切り・支払の時期
 - ⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）
- となります。

【根拠規定：労働基準法第15条】